

<p>B1-080 □□□</p>	<p>【審査基準／国内優先権（効果の判断）】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>①審査官は、国内優先権の主張の基礎となる先の出願の出願日と後の出願の出願日の間に拒絶理由の根拠となり得る先行技術等を発見した場合のみ、優先権の主張の効果が認められるか否かについて判断すれば足りる。</p> <p>②審査官は、国内優先権の主張の効果についての判断を、請求項全体として行う。</p> <p>③後の出願の明細書、特許請求の範囲、および図面が先の出願において補正されたものであると仮定した場合において、その補正がされたことにより、後の出願の請求項に係る発明が、「先の出願の当初明細書等」との関係において、新規事項が追加されたものとなる場合には、国内優先権の主張の効果は認められない。</p>	<p>①は適切である。</p> <p>②は不適切である。審査官は、国内優先権の主張の効果についての判断を、原則として請求項ごとに行う。</p> <p>③は適切である。</p>
<p>B1-081 □□□</p>	<p>【審査基準／国内優先権（効果の判断）】</p> <p>国内優先権の主張の効果の判断は、(①)ごとに行われる。また、一(②)が選択肢で表現されている場合には、審査官は、各選択肢に基づいて把握される発明について国内優先権主張の効果を判断する。</p> <p>さらに、新たに(③)が追加されている場合には、審査官は、(①)に係る発明のうち新たに(③)が追加された(④)について、それ以外の(④)とは別に国内優先権主張の効果を判断する。</p>	<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold; background-color: #cccccc;">SAMPLE</p> <p>第16回(特許)問36に関連</p>
<p>B1-082 □□□</p>	<p>【審査基準／国内優先権】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>①先に行った特許出願Aを基礎とする国内優先権の主張を伴う特許出願Bを行った。その後、特許出願Bを基礎とする国内優先権の主張を伴う特許出願Cを行った。この場合、特許出願Cにおいては、特許出願Bの当初明細書等に記載されている事項のうち、特許出願Aの当初明細書等にすでに記載されている発明については、国内優先権の主張の効果は認められない。</p> <p>②先に行った特許出願Aを基礎とするパリ条約による優先権の主張を伴う特許出願Bを行った。その後、特許出願Bを基礎とする国内優先権の主張を伴う特許出願Cを行った。この場合、特許出願Cにおいては、特許出願Bの当初明細書等に記載されている事項のうち、特許出願Aの当初明細書等にすでに記載されている発明については、国内優先権の主張の効果は認められない。</p>	<p>①は適切である。第一の出願(特許出願A)に記載された発明について再度(累積的に)優先権を認めると、実質的に優先期間を延長することになってしまうためである。</p> <p>②も同様である。</p>